

住田町障害福祉計画

“ 障害のある人もない人も
みんなが地域で生きるまち ”

平成19年3月

住田町

目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的方向と目標	1
3 障害福祉施策の方向性	2
4 計画の性格	5
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	5
第2章 障害福祉を取り巻く現状と課題	6
1 障害者の状況	6
2 就労・暮らしの状況	7
3 福祉サービスの利用状況	8
第3章 計画の方向性	9
1 施策の方向性	9
（1）地域における暮らしの場の確保	
（2）就労支援の強化	
（3）地域生活を支援するサービスの充実	
（4）サービス利用体制の整備	
2 サービスの円滑な実施体制の整備	9
（1）公平・透明な支給決定の仕組みの確保	
（2）サービスの質の確保・向上	
（3）低所得者への支援	
3 平成23年度までに達成すべき目標	10
第4章 障害福祉サービス量等の見込み	11
1 必要見込量	11
（1）訪問系サービス	
（2）日中活動系サービス	
（3）居住系サービス	
（4）相談支援	
2 必要見込量の確保のための方策	12
（1）訪問系サービス	
（2）日中活動系サービス	
（3）居住系サービス	
（4）相談支援	

第5章 地域生活支援事業の実施 13
1 目的及び特徴等 13
2 事業の内容及び各年度における事業毎の見込量 14
3 事業実施に対する考え方 15
4 見込量確保のための方策 17
5 その他実施に必要な事項 17
第6章 計画の達成状況の点検及び評価 17
住田町障害福祉計画策定委員会委員名簿 18
資料 19

第1章 住田町障害福祉計画の基本的考え方

本町では、平成9年度に「住田町障害者保健福祉計画」を策定し、障害者がもてる能力を十分に発揮し、自立の意欲を持つよう支援する社会的条件の整備が必要であるとして、障害者を取り巻く新たな状況等に配慮しながら、総合的かつ計画的に進めて参りました。

1 計画策定の趣旨

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある方の立場に立った制度とするため、身体障害及び知的障害のある方の福祉サービスについては、平成15年4月に、行政がサービスを決定する「措置制度」から、利用者が自らサービスを選択し事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行しました。

* ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

さらに平成17年11月には障害者自立支援法が成立し、「支援費制度」では対象とならなかった精神障害のある方も含め、障害の種類にかかわらず、すべての障害のある方が必要とするサービスを受けられるようになり、平成18年4月から（一部は10月から）施行されました。

本計画は、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、町における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の展開の方向性を定め、その提供体制を確保する基本的事項を定めるものです。

2 計画の基本的方向と目標

計画の基本的方向

障害者の方自らが積極的に社会参加し、生きがいを見いだすとともに自立していくことが大切であることとし、福祉的就労の場の確保や社会資源を利用するなど自立に向けた施策の展開をすすめていくために次に掲げる事項を定めます。

- (1) 各年度における指定障害福祉サービスまたは、指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) (1)の指定障害福祉サービスまたは、指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みの確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

目標

“ 障害のある人もない人も みんなが地域で生きるまち ”

(1) 障害者が安心して暮らせる生活環境の整備

住み慣れた地域で安心して暮らせるということは、障害のあるなしにかかわらず、生活の満足度を高める上で非常に重要なことです。

障害を持つ人々が社会的に自立し、安全な暮らしを共に営める地域社会を推進します。

(2) 障害者の自立・社会参加の促進

教育を受け、働き、社会に参加するということは、基本的な人権として誰もが持っている正当な権利です。

ノーマライゼーションの理念を実現するためにも、地域における自立した生活を支援する仕組みづくりを進めていきます。

(3) 障害者が生きがいをもって暮らせる地域社会づくり

障害のあることが特別なことではなく、一人ひとりが住田町を構成する町民として、自らの能力を發揮して、自己表現ができるまちの実現をめざします。

3 障害福祉政策の方向性

(1) 新制度のポイント

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」に基づく新たな制度のポイントは次のとおりです。

障害福祉サービスの一元化

- ・ 障害の種別や年齢によって区分されていた制度を、共通の制度に一元化
- ・ 福祉サービスの提供主体を市町村に

施設・事業体系の再編と計画的な整備

- ・ 既存のサービス体系を再編
- ・ 地域生活支援、就労支援のための事業や重度障害者を対象としたサービスを創設
- ・ 「障害福祉計画」策定による計画的なサービス基盤の整備

就労支援の抜本的強化

- ・ 新たな就労支援事業の創設による、施設での就労から企業等での就労移行の促進
- ・ 雇用施策と連携の強化による就労支援の推進

支給決定の仕組みの透明化・明確化

- ・ 支援の必要性に関する客観的な尺度となる障害程度区分の導入

- ・ 審査会の設置やケアマネジメントの制度化、支給決定の透明化

安定的な財源の確保

- ・ 国の費用負担の義務化
- ・ 利用料・所得に応じた負担への利用者負担の見直し
- ・ 公費負担医療制度の「自立支援医療制度」への移行と利用者負担の見直し

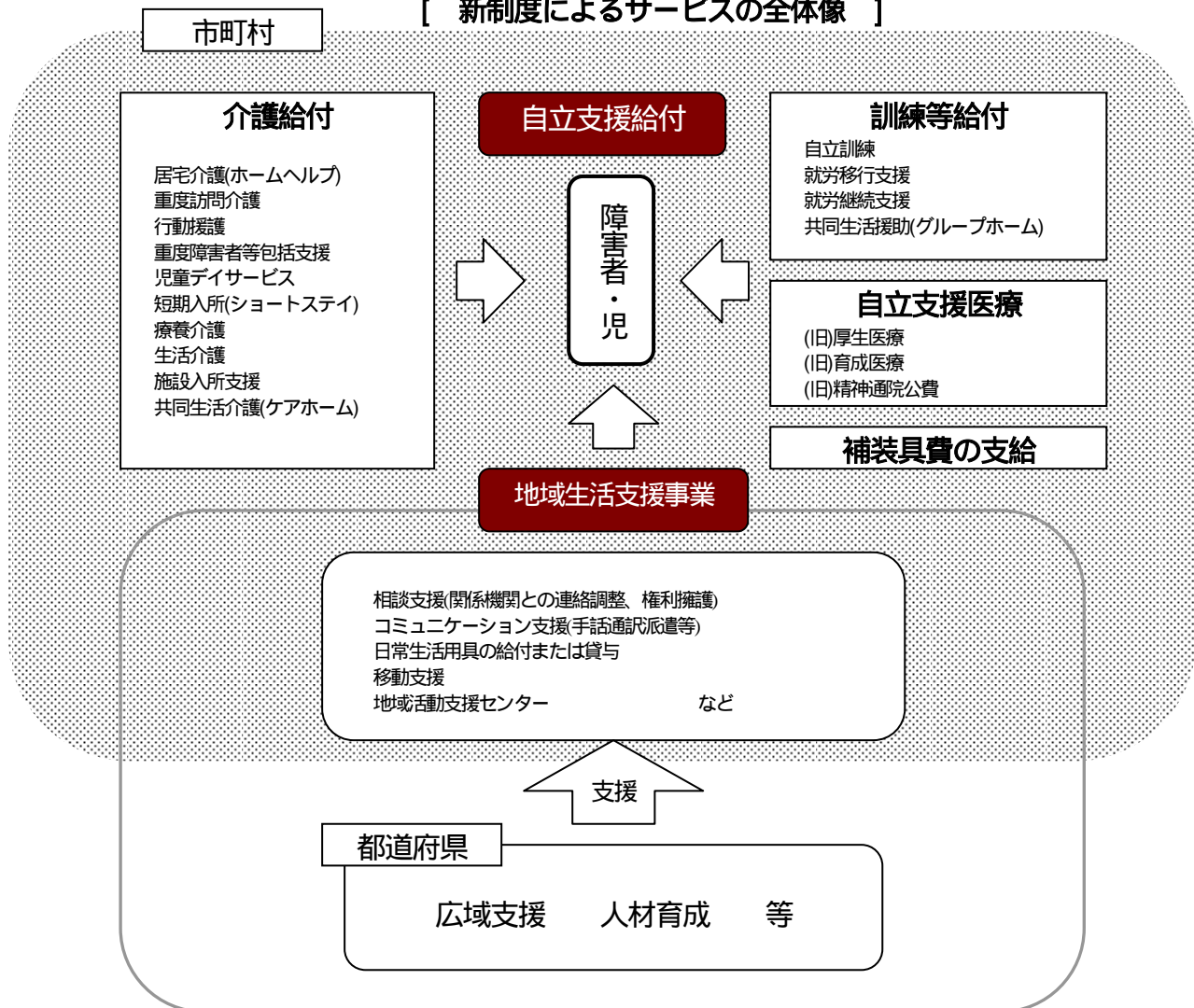
(2) 新制度によるサービスの全体像

障害者自立支援法に基づくサービスの対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児です。

サービス内容は、全国一律のしくみとして、障害のある人に個別に給付が行われる「自立支援給付」と、区市町村ごとに地域特性や利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、「障害福祉サービス」（「介護給付」及び「訓練等給付」）「自立支援医療」「補装具費の支給」で構成されます。

[新制度によるサービスの全体像]

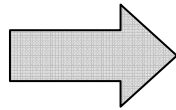


福祉サービスの体系は、平成18年10月以降、新たな体系に再編されます。
 [福祉サービスの体系の再編]

平成18年9月まで

居宅サービス	ホームヘルプ
	デイサービス
	ショートステイ
	グループホーム

施設サービス	重度心身障害施設
	療護施設
	更生施設
	授産施設
	福祉工場
	通勤寮
	福祉ホーム
生活訓練施設	



平成18年10月から

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)
	重度訪問介護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	児童デイサービス
	短期入所(ショートステイ)
	療養介護
	生活介護
	施設入所支援
共同生活介護(ケアホーム)	

訓練等給付	自立訓練 (機能・生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援 (A:雇用型・B:非雇用型)
	共同生活援助(グループホーム)

地域生活支援事業	相談支援事業
	地域活動支援センター
	日常生活用具給付事業
	コミュニケーション支援事業
	移動支援事業
	日中一時支援事業
	訪問入浴サービス事業
	更生訓練費支給事業
	社会参加促進事業
	等

4 計画の性格

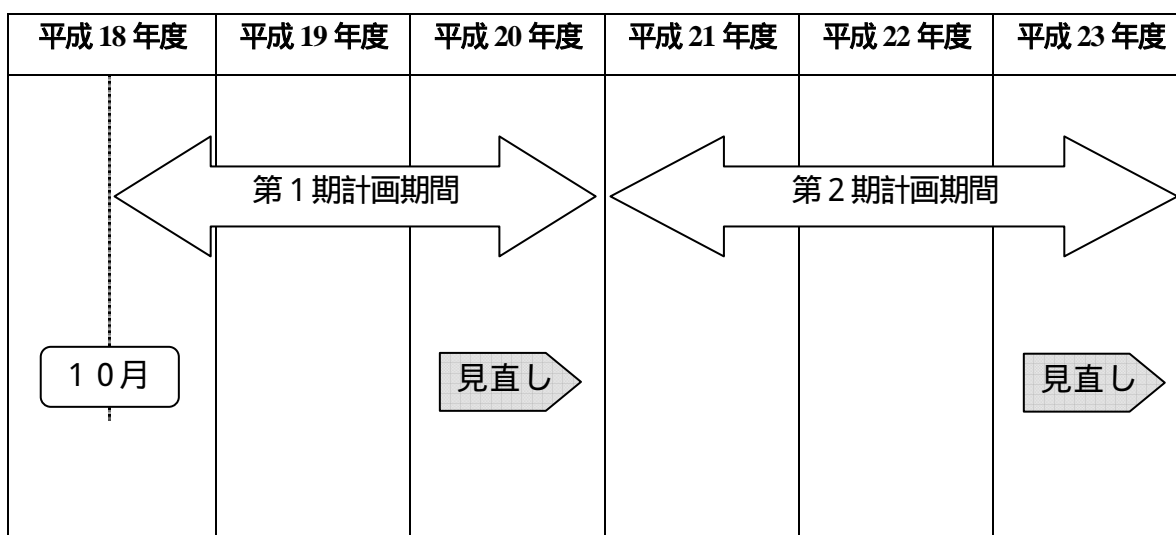
「住田町障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条の規定によりすべての市町村に策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するために定める計画です。

この計画は、本町の障害者施策全体の方向性を定めている障害者基本法第9条第3項を踏まえて策定した「住田町障害者福祉計画」（平成10年～平成20年度）と調和を図るものとしてします。

5 計画期間

障害福祉計画は、3年を1期とする計画ですが、障害者自立支援法に基づく新体系の事業が平成18年10月から施行されることから、第1期の計画期間は、平成18年10月から平成20年度までの期間とします。

平成20年度には必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの計画へと改定します。



6 計画の策定体制

障害者団体関係者・福祉関係者・医療関係者・福祉サービス事業者・教育関係者・ボランティア団体関係者・サービス利用者で構成される「住田町障害福祉計画策定委員会」で審議し、「住田町障害福祉計画」を策定します。

第2章 障害福祉を取り巻く現状と課題

住田町の人口構成の推移と高齢化率

(単位：人)

	住民登録人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	高齢化率
平成12年10月1日	7,309	878	4,012	2,419	33.10%
平成17年10月1日	6,848	690	3,661	2,497	36.46%
平成18年10月1日	6,805	664	3,595	2,546	37.41%
増加率	93%	76%	90%	105%	

1 障害者の状況

(1) 手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者は、平成18年3月31日現在、319人となっておりますが、手帳所持の理由のうち、肢体不自由である人が53.0%、心臓機能障害などの内部障害の人が22.6%を占めています。また、全体のうち、73.0%が65歳以上の高齢者となっております。

知的障害者の療育手帳は、66人が所持しています。

精神障害者の保健福祉手帳所持者数については、22人が所持しています。

障害者のうち、身体障害者、中でも障害理由が肢体不自由の人が全障害者の約4割を占めています。

また、身体障害者の高齢化が著しく、高齢者福祉関係機関及び地域包括支援センターとの連携を強化して、在宅生活を支援する施策を充実させる必要性が生じていることがうかがえます。

身体障害者手帳所持者数

(平成18年3月31日現在)

区 分	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合 計
視覚・視野障害	0人	7人	25人	32人
聴覚・平衡障害	0人	6人	34人	40人
音声・言語・咀嚼障害	0人	1人	5人	6人
肢体不自由	3人	49人	117人	169人
内部障害	0人	20人	52人	72人
その他	0人	0人	0人	0人
総合計	3人	83人	233人	319人
全体割合	1%	26%	73%	100%

療育手帳所持者数 (平成18年3月31日現在)

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
A(重度)	3人	22人	25人
B(中軽度)	6人	3人	41人
合 計	9人	57人	66人
全体割合	14%	86%	100%

精神保健福祉手帳所持者数 (平成18年3月31日現在)

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
1 級	0人	4人	4人
2 級	0人	13人	13人
3 級	0人	5人	5人
合 計	0人	22人	22人
全体割合	0%	100%	100%

(2) 施設等入所状況

身体障害者5人、知的障害者24人が施設入所しています。精神障害者の入所はありません。
(平成18年12月1日現在)

区 分	更生	療護	授産(入所)	通勤寮	重度心身障害児	合 計
身体障害者		4人	1人			5人
知的障害者	19人		2人	1人	2人	24人
精神障害者						0人

2 就労・暮らしの状況

気仙管内の経済情勢からみても、在宅障害者、特に知的障害者と精神障害者の一般就労は、依然として厳しく、主として障害年金に頼って生活している状況にあります。

3 福祉サービスの利用状況（平成18年10月～12月 延人数）

訪問系サービス

区 分	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	合 計
身体障害者	1人/3月				1人/3月
知的障害者	3人/3月				3人/3月
精神障害者					0人/3月

日中活動系サービス

区 分	児童デイ	短期入所	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	合 計
身体障害者				3人/3月			6人/3月	9人/3月
知的障害者	12人/3月					3人/3月	6人/3月	21人/3月
精神障害者							7人/3月	7人/3月

居住系サービス

区 分	施設入所支援	共同生活介護	共同生活援助	合 計
身体障害者				
知的障害者			12人/3月	12人/3月
精神障害者			3人/3月	3人/3月

地域生活支援事業によるサービス

相談支援	コミュニケーショ ン支援	日常生活 用具給付	移動 支援	地域活動支援 センター	日中一 時支援	訪問入浴 サービス	更生訓練 費支給	社会参 加促進	合 計
14人/3月		10人/3月		12人/3月		3人/3月		20人/3月	59人/3月

第3章 計画の方向性

1 施策の方向性

(1) 地域における暮らしの場の確保

グループホーム・ケアホームの確保、障害者相談支援事業による住宅入居等支援を図っていきます。

(2) 就労支援の強化

気仙地区自立支援協議会を中心とした就労支援体制を図っていきます。

(3) 地域生活を支援するサービスの充実

相談・苦情対応

委託した相談支援事業所、保健福祉課の障害者自立支援法相談窓口で受付対応していきます。

権利擁護事業等のあり方

相談支援事業所及び保健福祉課等が必要と認めた場合、大船渡市社福祉協議会が実施する権利擁護事業の利用や成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年住田町告示第25号）による実施を図ります。

(4) サービス利用支援体制の整備

地域において本人が希望する自立した生活ができるよう、相談支援事業をはじめとする関係機関と協議しながら、サービス利用が円滑に進むよう支援体制の整備を図っていきます。

2 サービスの円滑な実施体制の整備

(1) 公平・透明な支給決定の仕組みの確保

認定調査体制

認定調査は、町が行うことにしております。判断基準に従い、公平で実態に合った認定調査を実施できるよう県で実施する研修を受講するなどして、認定調査員の質の向上に努めます。

審査会の運営等について

合議体による判定の差異や審査基準の曖昧さをなくし、同一基準で公平な審査を行うために、審査会委員の研修を大船渡市、陸前高田市と共同で実施していきます。

(2) サービスの確保・質の向上

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、養護学校等関係機関と連携し、障害者のニーズにあったサービスを提供できるよう整備に努めます。また、サービス事業所が、職員の人材育成、サービスの質の向上を図れるよう支援します。

(3) 低所得者支援

低所得者の福祉サービス利用者負担については、生活保護に陥ると予想される場合、サービス支給決定時に個別減免を図ります。地域生活支援事業についても課税状況により自己負担額に限度額を設定して負担軽減に努めます。

3 平成23年度までに達成すべき目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成23年度末までに、現在の福祉施設入所者の2割を超える人が地域生活に移行することを目指します。また、新規入所者見込数を踏まえ、施設入所者総数が約24%以上減少することを目指します。

項目	数値	備考
現施設入所者数	29人	平成17年10月1日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	8人 (27.5%)	全入所者のうち、施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行する者の数 (割合については、地域生活移行者数を現施設入所者数で除した値)
【目標値】 削減見込者数	7人 (24.1%)	「地域生活移行者数18人」 - 「平成23年度末までの新規入所見込者数1人」を削減見込者数 (割合については、削減見込者数を全入所者数で除した値)

(2) 入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の全てが退院することを目指します。

項目	数値	備考
現在	1人	平成18年7月1日現在に岩手県で実施した退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	1人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

平成23年度末までに福祉施設から一般就労に移行する人を1人以上とすることを目指します。また、国の基本指針を踏まえ、現時点の福祉施設利用者のうち平成23年度末までに13%以上の方が就労移行支援事業を利用することを目指します。

項目	数値	備考
現在の年間 一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	1人	平成23年度末において施設を退所し、一般就労する者の数

第4章 障害福祉サービス量等の見込み

国の基本指針により、各年度における指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業の各事業について、必要なサービス見込量を定めます。

1 必要見込量

(1) 訪問系サービス

現在は、居宅介護サービスしか利用されておりませんが、今後、施設に入所している人や病院に入院している人が地域生活へ移行することにより新しいサービスの利用が見込まれます。

サービス種別	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	時間分/月	16	16	16	16
重度訪問介護					28
行動援護					8
重度障害者等包括支援		期間中の利用者見込無し			

(2) 日中活動系サービス

生活介護については、全日法入所施設の新体系移行予定から入所者の利用を標準的な推計により見込みました。就労継続支援（A型）（B型）については、気仙地区において、授産施設等が平成18年中に3法人5事業所の新体系事業を開始しており、全事業所の移行が済んでおりますので、その人数を基礎に入所施設の新体系移行予定から推計しました。療養介護については、重度心身障害児施設入所者数、進行性筋萎縮症患者数を基礎に勘案して見込みました。児童デイサービスは、現在の利用者数を基礎として少子化を考慮し伸び等を勘案し、短期入所は、現在の利用者数を基礎として算出しました。

サービス種別	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	人日分	7	29	73	469
自立訓練（機能訓練）	人日分				
自立訓練（生活訓練）	人日分				
就労移行支援	人日分	22	44	66	22
就労継続支援（A型）	人日分				22
就労継続支援（B型）	人日分	145	168	231	336
療養介護	人分				3
児童デイサービス	人日分	22	16	4	4
短期入所	人日分	7	7	7	7

(3) 居住系サービス

標準的な推計により算出しました。

サービス種別	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助	人分	5	7	10	10
共同生活介護	人分	0	1	3	7
施設入所支援	人分	0	1	2	19

(4) 相談支援(サービス利用計画作成等)

障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自らサービスの利用に関する調整が困難な障害者等が、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数を勘案して見込み量を定めました。

サービス種別	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援	人分	0	0	2	0

2 必要な見込量の確保のための方策

(1) 訪問系サービス

町内の居宅介護(ホームヘルプサービス)は、住田町社会福祉協議会が提供しております。施設入所者及び入院患者の地域移行が進むことにより、需要増加が見込まれる場合は、事業者と協議しながら既存事業所の体制整備及び新規事業者の参画を検討します。

(2) 日中活動系サービス

現在の利用者に加えて、施設入所者や入院患者の地域移行化により日中活動計サービスの需要増加が見込まれるため、気仙圏域はもちろん圏域外の事業所についても協議しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

施設入所者や入院患者の地域移行化により見込まれる住まいの場確保を支援するため、住民の障害に対する意識改革の広報・啓発活動や需要に基づく事業所のサービス提供体制の整備促進に努めます。

(4) 相談支援

障害者の地域生活移行を円滑に進めるため、それぞれの障害者に合った計画的なプログラムを作成し、障害福祉サービスの利用促進を図ります。

大船渡市、陸前高田市と共同設置している気仙地域障害者自立支援協議会及び相談支援事業所の体制整備に努め、広報周知活動により利用を促します。

第5章 地域生活支援事業の実施

1 目的及び特徴

地域生活支援事業は、障害者がある能力や適性に応じ、自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

地域生活支援事業は、市町村や都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならない具体的な事業を定めていますが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとしています。

本事業の実施にあたっては、障害者自立支援法に規定する個別給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)と組み合わせて実施することや、地理的条件、各種社会資源の状況を勘案し、事業委託、事業助成、気仙圏域共同実施等、柔軟な形態により、各地方自治体の相違工夫の下に効率的・効果的に実施することが求められています。

このため、国で示した地域生活支援事業実施要綱に基づき、県と連携しながら、適時、状況等の変化を踏まえて、事業展開を図っていくこととしております。

2 事業の内容及び各年度における事業毎の見込量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
相次支援事業								
相次支援事業								
ア 障害者相次支援事業	1		1		2		1	
イ 地域自立支援協議会	1		1		1		1	
市町村相次支援機能強化事業	1		1		1		1	
住宅入居支援事業	1		1		1		1	
成年後見制度利用支援事業	1		1		1		1	
コミュニケーション支援事業		1件		1件		1件		1件
日常生活用具給付等事業								
介護・訓練支援用具		2		1		1		1
自立生活支援用具		1		1		1		1
在宅療養等支援用具		1		0		0		0
情報・意思疎通支援用具		0		0		0		0
排泄管理支援用具		51		60		60		60
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1		1		1		1
移住支援事業 「利用者」欄は 利用者、延べ利用時間を記載	1	1 3	1	1 9	1	1 9	1	1 9
地域活動支援センター								
基礎的事業	0	4	0	10	0	10	0	10
機能強化事業	1		1		1		1	
その他事業								
日中一時支援	1	1	1	5	1	6	1	7
訪問入浴サービス	1	1	1	1	1	1	1	1
生活支援(生活訓練等支援)			1	1	1	1	1	1
自動車改造・運転免許取得助成		1		1		1		1
更生訓練費支給	1	1	1	1	1	1	1	1
声の広報発行	1	1	1	1	1	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業					1	100	1	100
パソコン教室開催等事業	1	70	1	200				

3 事業実施に対する考え方

事業名	実施に対する考え方
相談支援事業	
相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	<p>障害のある方やその保護者、介護者からの相談に応じ、障害のある方が自立した生活を営むために必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援、又は、権利擁護のため必要な援助を行います。</p> <p>気仙圏域の大船渡市、陸前高田市と共同で指定相談事業者に委託して実施します。</p> <p>なお、現在は三障害に対応した相談支援体制をとっておりますが、その中で、障害が見込まれる児童等の保護者に対する、専門的な相談体制の必要性も指摘されていますので、今後圏域での共同実施の可能性について検討していくこととしております。</p>
イ 地域自立支援協議会	<p>気仙地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者団体等を含む関係機関と連携し、適切な支援体制を構築するため設置します。</p> <p>気仙圏域の大船渡市、陸前高田市と共同で設置します。</p>
市町村単独相談支援継続強化事業	<p>相談支援事業が円滑に実施されるよう、必要とする能力を有する専門的職員を配置し、相談事業の充実強化を図ります。</p> <p>気仙圏域の大船渡市、陸前高田市と共同で実施します。</p>
住宅入居支援事業	<p>障害のある方が、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、入居に必要な調整等にかかる支援や夜間を含めた緊急対応時の相談支援、居住支援のためのサポート体制の調整等の支援を行います。</p> <p>気仙圏域の大船渡市、陸前高田市と共同で指定相談事業者に委託して実施します。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>身寄りのない重度の障害のある方等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用が有効と認められる方に対し、成年後見制度の利用を支援します。</p>
コミュニケーション支援事業	<p>岩手県立視聴覚障害者情報センターに手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業を委託して、聴覚・言語障害にため意思疎通を図ることに支障がある方の意思疎通の仲介を行います。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>重度の障害者がある方に対し、日常生活を手助けする下記用具の貸与や購入費の助成を行います。</p>
介護・訓練支援用具	<p>特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。</p>
自立生活支援用具	<p>入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。</p>
在宅療養等支援用具	<p>電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。</p>

情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	障害のため屋外移動が困難な方に対し、外出を支援するための事業に助成し、地域における自立生活や社会参加を促します。
地域種別支援センター	障害のある方を通わせ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を援助するセンターを設置、運営することにより、障害のある方の地域生活を支援します。 気仙圏域の大船渡市、陸前高田市と共同で指定相談事業者に委託して実施します。
基礎的事業	利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う事業に助成します。
機能強化事業	基礎的事業の機能強化を図るため、地域種別支援センター型から 型までの事業に助成します。
その他事業	
日中一時支援	障害のある方の日中における活動の場を確保し、障害のある方の介護者の一時的な休息や就労支援のための事業に助成します。
訪問入浴サービス	身体に重度の障害のある方の地域における生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを実施するための事業に助成します。
生活支援(生活訓練等支援)	障害のある方の日常生活上必要な訓練や指導等を行う事業に助成します。
自動車改造・運転免許取得助成	障害のある方が、自動車の改造や自動車運転免許を取得に要する費用の一部を助成します。
更生訓練費支給	障害のある方の社会復帰の促進を図るため、就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者や身体障害者更生援護施設への入所者に対し、更生訓練費を支給します。
声の広報発行	視覚に障害がある方のために、すみだ広報の音訳版を発行し、行政情報等を提供します。
芸術・文化講座開催等事業	障害のある方と健常者の交流の場を設定するとともに障害に対する理解の促進を図るため、障害者作品展を開催します。
スポーツレクリエーション教室開催等事業	障害のある方と健常者の交流の場を設定するとともに障害に対する理解の促進を図るため、身障者スポーツ大会、太陽の子らの集いを開催します。

4 見込量確保のための方策

障害者施策の中心は利用者本位の障害福祉サービスの提供という観点から、施設から在宅へと、地域での自立生活支援に移行する方向にあります。

このため、障害や疾病の発生予防、早期発見、早期治療が受けられるよう、保健医療の充実に努めるとともに、住み慣れた地域で一人ひとりの生活環境に合った障害福祉サービスが受けられる環境づくりを進めていく必要があります。

しかしながら、本町は、障害福祉サービスの提供基盤が不足していることから、希望するサービスを提供するために、障害福祉サービスの提供基盤の確保に努めていきます。

5 その他実施に必要な事項

地域生活への移行を進めるにあたり、地域生活支援事業を利用しやすくするため、利用者負担の軽減がさらに図られるよう協議していきます。

また、地域生活支援事業のほとんどは、町が事業実施主体となるため、町の負担が大きくなります。国、県に統合補助金の補助率の拡充を求めるなど、財源確保に努めていきます。

第6章 計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか一般就労への移行が進んでいるかなど、計画の達成状況を気仙地域自立支援協議会で点検、評価し、平成20年度に策定する第2期障害福祉計画に適切に反映していきます。

住田町障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	役職名等	選出区分
会長	泉 金 一	住田町身体障害者協会会長	障害者団体関係者
副会長	松 田 秀 樹	住田町手をつなぐ親の会会長	障害者団体関係者
委員	村 松 昌 幸	住田町民生委員協議会会員	民生委員・児童委員
委員	近 江 雅 喜	チャレンジドまちかど相談室「リンク」 社会福祉士	社会福祉、医療関係者
委員	新 沼 勝 利	藤澤病院医療相談室精神保健福祉士	社会福祉、医療関係者
委員	吉 田 秀 昭	(社)住田町社会福祉協議会社会福祉主事	障害福祉サービス事業者
委員	吉 田 幸 弥	(社)大洋会 慈愛福祉学園園長	障害福祉サービス事業者
委員	小 野 寺 伸	気仙養護学校高等部教諭	教育関係者
委員	水 野 英 哉	住田町ボランティア活動連絡会会長	ボランティア団体関係者
委員	菊 池 栄 夫	就労継続支援B型利用者	サービス利用者
委員	宮 崎 保 世	児童デイサービス利用者	サービス利用者

資料

障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、町の障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的な事項
- (2) その他計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 障害者団体関係者 | 2人以内 |
| (2) 民生委員・児童委員 | 2人以内 |
| (3) 社会福祉、医療関係者 | 2人以内 |
| (4) 障害福祉サービス事業者 | 2人以内 |
| (5) 教育関係者 | 1人以内 |
| (6) ボランティア団体関係者 | 1人以内 |
| (7) サービス利用者 | 3人以内 |

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱された日から計画ができあがるまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員会は会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。